

豊中キャンパス自転車登録制実施要領

1. 主旨と目的

豊中キャンパスでは従前より、キャンパス内の大量の駐輪や阪大坂の自転車通行問題など、自転車の利用に際する安全上およびバリアフリー上の問題が認識されています。

豊中キャンパスにおける自転車の利用実態を正確に把握し、構内の適正な駐輪環境を実現するために、豊中キャンパス自転車登録制を試行的に実施するものとします。

2. 申請資格

2-1. 申請資格

- a. 本学学生
- b. 本学教職員
- c. 本学研究員
- d. 業者

2-2. 申請台数

原則として申請者1人につき1台にかぎり申請できるものとします。

3. 登録申請及び登録証

3-1. 登録申請手続

自転車による通学・通勤及びキャンパス間移動を希望する者は、生協（DonDon2F）で登録申請書を提出し、登録証交付をうけるものとします。

3-2. 登録証（ステッカー）の料金は無償とします。

3-3. 登録証（ステッカー）の申請期間と有効期限

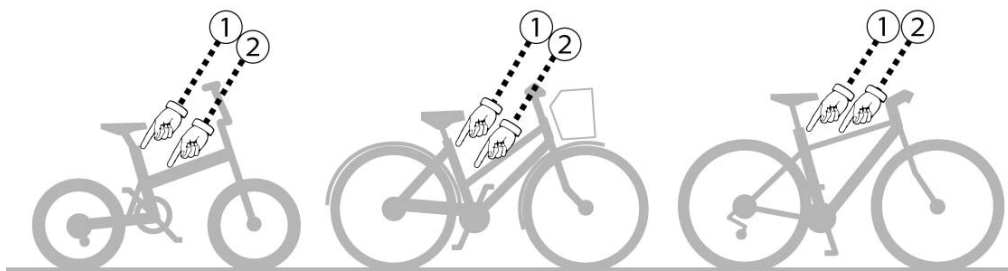
- a. 申請期間は、平成23年度は10月1日から10月31日まで、翌年度以降は、申請期間は5月1日から5月31日までとします。
- b. 上記申請期間以降も随時申請することができるものとします。
- c. 登録証（ステッカー）の有効期限は交付年度の翌年度5月31日までとします。

3-4. 登録証（ステッカー）の貼付箇所

指定された部分（サドル下の立管部(下図のとおり)）に貼ることとします。

図. 登録ステッカーの貼り付け場所

- ① サドル取付部直下のフレーム立管部分
- ② やむをえない場合のみ、フレーム主要部分で、(1)見やすく、(2)中央部に近く、(3)取り外しできない部分

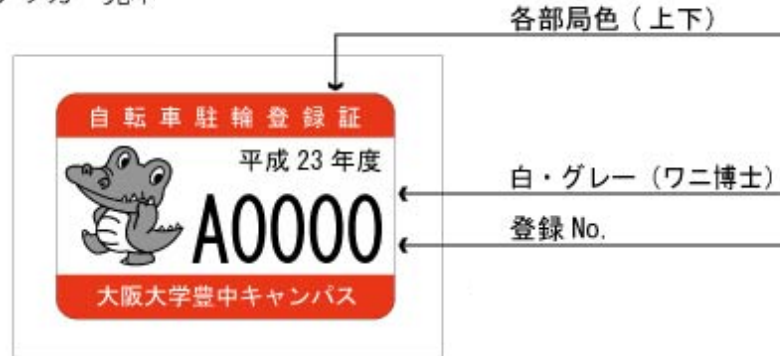


4. 登録する情報

- a. 住所、氏名、所属、学年または職種

- b. 駐輪場所
… 例えば、「共通教育棟」「理学部」「体育館」など。選択回答式。
- c. 登録年月日
- d. 使用目的（通学・通勤、キャンパス間移動、部活、業務）

図. 登録ステッカー見本



5. 放置自転車（未登録自転車）の特定と撤去

- a. 調査員（警備員）巡回により、放置自転車と思われるものに、登録督促状及び駐輪場マップを貼付けます。
- b. 別途定める期間の放置が確認された自転車は、撤去処分します。

6. 制度の広報

ホームページ、各部局掲示、OPUS、KOAN、ICHO、阪大 WALKER、阪大 NOW

7. 登録管理者等

- | | |
|------------------|----------------------|
| a. 窓口受付業務 | … 生協に委託（学生証他の基礎情報照合） |
| b. 苦情・制度問合せ対応 | … 各部局にて対応 |
| c. 登録データ入力 | … 生協に委託 |
| d. 登録データ管理 | … 本部にて対応 |
| e. 未登録自転車への登録の督促 | … 業者に委託 |

8. 制度見直し予定等

- ・平成 23 年度の運用状況に鑑み、必要に応じて、平成 24 年 4 月に本制度を改正します。
- ・今後、自転車利用状況や台数等に鑑み、駐輪場等整備と合わせて制度見直しを検討します。

その他補足

- ・ 放置車両処理については「大阪大学構内放置車両処分実施要領」「放置車両の処理手続きについて」に基づき、各地区（年度毎の当番部局）で実施されており、本登録制度は、豊中地区のその処理作業実施の一助（放置車両の選別、公示）となるもので、本登録制度導入後も、放置車両処理については同要領に基づき、各地区（年度毎の当番部局）の責任で行われます。また、本登録制度導入に伴い必要があれば、資産決算課、豊中地区の各部局で、要領等について改訂が行われます。
- ・ 本登録制度は、現在実施されている放置車両処理（調査、処分）とは別に、その前段階に行う登録とそのデータ処理であり、登録されたデータについては、豊中地区の当番部局へ供与することにより、当番部局がデータを活用することも可能とします。